



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年5月19日火曜日 第712号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 土地改良事業の工事の完了……………（農地整備課）… 293
- 保安林予定森林にする旨の通知（2件）……………（森林整備課）… 293
- 土地改良区役員の就退任の届出（2件）……………（南予地方局農村整備課）… 294
- 土地改良区の定款変更の認可（4件）……………（ ）… 294

訓 令

- 愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令……………（私学文書課）… 294
- 愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令……………（ ）… 295

公 告

- 愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務……………（医療対策課）… 296

公安委員会規則

- 愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………（警察本部警務課）… 297

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 300

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第446号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年5月19日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	治良丸地区 (新居浜市)	令和7年10月30日

○愛媛県告示第447号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月19日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
松山市東川町乙117の16、乙120の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
東川町乙117の16・乙120の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第448号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月19日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡松野町大字蕨生3018の1、3018の2、3019、3021
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字蕨生3018の1・3019・3021（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3018の2
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月19日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
〃	木 田 守 一	宇和島市津島町浦知427
〃	山 下 保 志	宇和島市下波3755
〃	魚 崎 克 子	宇和島市津島町北灘乙1912
〃	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
〃	河 野 昌 朋	宇和島市吉田町白浦1439
〃	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
〃	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209-18
〃	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
監 事	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253
〃	武 田 誠 樹	宇和島市津島町下畑地甲1283-3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	木 田 守 一	宇和島市津島町浦知427
〃	山 本 湧 太	宇和島市津島町近家1112-7
〃	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
〃	山 下 保 志	宇和島市下波3755
〃	河 野 昌 朋	宇和島市吉田町白浦1439
〃	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
〃	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209-18
〃	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
監 事	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253
〃	武 田 誠 樹	宇和島市津島町下畑地甲1283-3

○愛媛県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月19日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 田 圭 人	西予市宇和町東多田782番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	古 谷 栄 樹	西予市宇和町東多田482番地

○愛媛県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宇和島市土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月19日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

○愛媛県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三間土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月19日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

○愛媛県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宇和海地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月19日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

○愛媛県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、伊方町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月19日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

訓 令

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令

愛媛県報発行規程（昭和31年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(掲載事項の種類)</p> <p>第2条 県報には、次に掲げる事項を掲載する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 県の機関（知事を除く。）の規則、告示その他の事項で公表を要するもの</p> <p>(7) 県議会の告示その他の事項で公表を要するもの</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、特に掲載する必要があると認める事項</p>	<p>(掲載事項の種類)</p> <p>第2条 県報には、次に掲げる事項を掲載する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 監査公表</p> <p>(7) 教育委員会、人事委員会、公安委員会の規則及び告示</p> <p>(8) 選挙管理委員会告示</p> <p>(9) 県議会告示</p> <p>(10) 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(県報の原稿の提出)</p> <p>第38条 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を_____</p> <p>_____県報掲載書（様式第7号）とともに、掲載を希望する日の7日前の正午（その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午）までに文書主管課長に提出しなければならない。</p> <p>(県報発行の手続)</p> <p>第39条 省略</p> <p>(県報の号外発行)</p> <p>第41条 主務課長は、県報の号外発行を必要とするときは、原稿を_____県報号外発行依頼書（様式第8号）とともに、文書主管課長が定める期日までに文書主管課長に提出しなければならない。</p> <p>様式第7号（第38条_____関係） 県報掲載書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>年 月 日の県報に、次の事項_____を掲載してください。</td></tr> <tr> <td>種 類</td> <td>掲 載 文 書 の 題 名 又 は 件 名</td> </tr> <tr> <td>掲 載 事 項</td> <td></td> </tr> </table>	省略	年 月 日の県報に、次の事項_____を掲載してください。	種 類	掲 載 文 書 の 題 名 又 は 件 名	掲 載 事 項		<p>(県報の原稿の提出)</p> <p>第38条 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を、本庁で行う場合にあっては決裁文書と、地方機関で行う場合にあっては県報掲載書（様式第7号）とともに、掲載を希望する日の7日前の正午（その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午）までに文書主管課長に提出しなければならない。</p> <p>(県報発行の手続)</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 文書主管課長は、県報発行手続を終了したときは、決裁文書又は県報掲載書に掲載済の表示をし、速やかに決裁文書又は県報掲載書を主務課に返さなければならない。</p> <p>(県報の号外発行)</p> <p>第41条 主務課長は、県報の号外発行を必要とするときは、原稿を提出する際に県報号外発行依頼書（様式第8号）を文書主管課長_____に提出しなければならない。</p> <p>様式第7号（第38条、第39条関係） 県報掲載書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>年 月 日の県報に、次の告示（公告）を掲載してください。</td></tr> <tr> <td>担当者職氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">文書主管課長の県報掲載済確認欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略	年 月 日の県報に、次の告示（公告）を掲載してください。	担当者職氏名		文書主管課長の県報掲載済確認欄			
省略															
年 月 日の県報に、次の事項_____を掲載してください。															
種 類	掲 載 文 書 の 題 名 又 は 件 名														
掲 載 事 項															
省略															
年 月 日の県報に、次の告示（公告）を掲載してください。															
担当者職氏名															
文書主管課長の県報掲載済確認欄															

担当者職氏名	
備 考	

注1 種類欄には、条例、規則、告示、訓令、公告等の別を記入すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

様式第8号 (第41条関係) 県報号外発行依頼書

省略		
第 号		
年 月 日		
文書主管課長 様		
省略		
省略		
掲 載 事 項	種 類	掲 載 文 書 の 題 名 又 は 件 名
省略		

注1 種類欄には、条例、規則、告示、訓令、公告等の別を記入すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

--

様式第8号 (第41条関係) 県報号外発行依頼書

省略	
文書主管課長 様	
第 号	
年 月 日	
省略	
省略	
掲 載 文 書 の 題 名 又 は 件 名	
省略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和8年5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務

(2) 業務内容

愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期限

令和9年3月31日

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

ア 知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和8～10年度の製造の請負等に係る競争入

札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしていること、又は参加申込書の提出までに当該条件を満たす見込みであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

エ 技術提案書の提出期限の前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく再生、更生又は破産手続開始の申立てをしていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益

- となる活動を行う者に該当しないこと。
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- ク 本業務の円滑な履行ができる実施体制があること。
- (2) 技術提案書を特定するための評価項目
 - ア 業務計画
 - 1で示した業務に関する理解度及びシステムの構築に係るスケジュールの妥当性
 - イ システムの開発方針
 - システムの構成の妥当性及び拡張性並びに提案された機能及び仕様の妥当性
 - ウ システムの運用及び保守管理の体制等
 - システムの運用及び保守管理の体制並びに情報セキュリティ対策の妥当性
 - エ 組織体制等
 - 1で示した業務及び運用に係る組織体制等
 - オ 実績
 - 1で示した業務と同種又は類似の業務の実績
 - カ コスト
 - システムの再構築、運用及び保守管理に係るコストの経済性並びに費用削減に係る提案の実現性
- 3 手続等
 - (1) 担当部局
 - 愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課救急・災害医療グループ
 - 〒790-8570
 - 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 - 電話番号 (089)912-2450
 - F A X (089)921-8004
 - 電子メール iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp
 - (2) 説明書の交付の期間、場所及び方法
 - ア 期間
 - 令和8年5月19日（火）から29日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
 - イ 場所
 - (1)に掲げる場所
 - ウ 方法
 - 無料にて交付する。
 - (3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法
 - ア 期限
 - 令和8年5月29日（金）午後5時15分
 - イ 場所

- (1)に掲げる場所
- ウ 方法
 - 持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。
- (4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法
 - ア 期限
 - 令和8年6月29日（月）午後5時15分
 - イ 場所
 - (1)に掲げる場所
 - ウ 方法
 - 持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。
- 4 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
 - (2) 契約書作成の要否
 - 要
 - (3) 関連情報を入手するための照会窓口
 - 愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課救急・災害医療グループ
 - 〒790-8570
 - 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 - 電話番号 (089)912-2450
 - F A X (089)921-8004
 - 電子メール iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp
 - (4) その他
 - 詳細は、説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
 - Reconstruction of Information System for Disasters and Medical Emergencies and others, 1 set
 - (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 29 May 2026
 - Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 29 June 2026
 - (3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Emergency Disaster Medical Group, Medical Service Measures Division, Social Welfare and Medical Service Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
 - TEL 089-912-2450

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月19日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年愛媛県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 条例等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第5条 _____ 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に規定する電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 公安委員会等は、_____ 情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2・3 省略

することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 法令等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項又は情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に規定する電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力又は送信が困難である場合
- (4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部について電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にならなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2・3 省略

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第7条 情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第8条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、当該事項についてインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第9条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合は、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の警察本部長の定めるところにより行う届出(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第11条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、当該事項についてインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合は、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年5月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,089,398
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,788
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 236,175
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	42,113	14,038
南 宇 和 郡	16,318	5,440
松山市・上浮穴郡	423,458	137,243
今 治 市・越智郡	128,132	42,711
宇和島市・北宇和郡	68,102	22,701
八幡浜市・西宇和郡	32,367	10,789
新 居 浜 市	93,731	31,244
西 条 市	85,767	28,589
大洲市・喜多郡	45,490	15,164
伊 予 市	29,545	9,849
四 国 中 央 市	68,054	22,685
西 予 市	28,705	9,569
東 温 市	27,616	9,206